

「アセチレン消費基準」

制定 平成 8年 4月1日

改訂 平成15年10月1日

アセチレンは、溶接、溶断に使用する目的で建設現場、鉄工所、機械の組立工場など幅広い分野で使用されています。しかし、燃焼・爆発の危険性が高いという性質を持っており、ひとたび取り扱いを誤れば大きな事故につながるおそれがあります。

また、アセチレンは、建設現場等民家の近くでも使用されることが多いガスであり、安全の確保には細心の注意を払う必要があります。

本基準は、神奈川県が昭和56年に行政指導基準として制定した「アセチレン消費基準」を平成8年3月に廃止した後、(社)神奈川県高圧ガス協会の自主基準として引き継がれたもので、これまで広く活用されてきました。内容は、設備構造、保安管理方法からガスの物性まで広範にわたるものとなっていますが、今回の改訂では、最近の事故から得られた知見などが盛り込まれ、より具体的かつ充実した内容となっています。

アセチレンガスの消費者及び販売者の皆様が、今後とも本基準を積極的に活用されることによりまして、自主保安が更に推進され、高圧ガスの災害防止に寄与することを期待しています。

「発刊によせて」より抜粋

社団法人 神奈川県高圧ガス協会

以上

内 容

目 次

第1章	総 則
1	目 的
2	適用範囲
3	用語の定義
第2章	消費施設
1	消費の方法
2	消費設備
3	貯蔵設備
4	消火設備
5	地震対策
第3章	設備管理
1	消費施設の保安管理
2	消費施設の保守点検
3	誤操作防止措置
4	消費施設の工事等
第4章	保安管理
1	保安管理体制
2	保安教育
3	緊急時の措置

解 説

参考資料

解 説 目 次

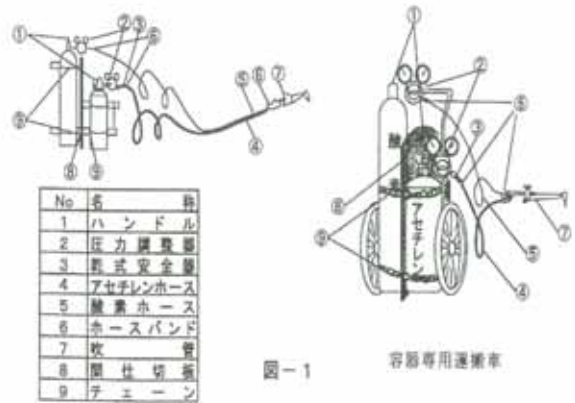
第1章	総則関係
第2章	消費施設関係
1	消費の方法
2	消費設備
3	貯蔵設備
第3章	設備管理関係
1	消費施設の保安管理
2	消費施設の保守点検
第4章	保安管理関係
1	保安管理体制
2	緊急時の措置

参考資料 目 次

1	アセチレンガスについて
1.1	アセチレンガスの製造
1.2	アセチレンガスの性質
1.3	アセチレン容器
1.4	全般
2	アセチレン容器の火災・爆発
2.1	アセチレン容器の構造
2.2	アセチレン容器の取扱い
2.3	アセチレン容器への逆火
2.4	着火容器の取扱
2.5	火災の中の容器の爆発
2.6	防火担当者としての心得
3	製品安全データシート
4	アセチレン容器温度上昇実験報告概要
5	イエローカード
6	周知文書(全国高圧ガス溶材組合連合会)

(1) 単一容器による消費の形態

使用量が少ない場合、又は、使用場所が一定でない場合には、一本の容器に直接調整器を取付けて消費する。



A4判 54ページ
第2版：平成15年10月発行
定価：1,000円(会員価格)
1,200円(非会員価格)
税込み、送料実費